

## 工事实績情報サービス（コリンズ）への登録について

平成 24 年 4 月  
京丹後市財務部入札契約課

京丹後市が発注する工事で、工事請負代金額が 500 万円以上（消費税を含む）の建設工事について、財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）への工事实績情報サービス（コリンズ）の登録を義務付けていますので、次のとおり登録手続を行ってください。

### 1. 工事請負代金額が 500 万円以上の場合

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた上で、コリンズの登録を行うこと。

なお、JACIC への登録申請を行う時期は次のとおり。

- (1) 受注時 契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内
- (2) 変更時 変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内
- (3) 完成時 工事完成届提出後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内
- (4) 訂正時 適宜登録機関に登録申請を行う

### 2. 工事請負代金額が 500 万円未満の場合

- (1) コリンズ登録はできません。

### 3. 契約内容等に変更があった場合の対応

- (1) 工期、技術者等（主任技術者、監理技術者、現場代理人）に変更が生じた場合は変更登録を行うこと。
- (2) 変更前請負代金額が 500 万円未満の工事が、変更契約により 変更後請負代金額が 500 万円以上となった場合は、受注登録を行うこと。

### 4. その他

- (1) JACIC 発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを速やかに監督員に提出しなければならない。
- (2) 変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

新旧対照表（工事实績情報サービス [コリンズ] 登録）

現行	改正	備考
<p>1. 工事請負代金額が 500 万円以上の場合</p> <p><b>請負者</b>は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた上で、コリンズの登録を行うこと。</p> <p>なお、JACIC への登録申請を行う時期は次のとおり。</p> <p>(1) 受注時 契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内</p> <p>(2) 変更時 変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内</p> <p>(3) 完成時 <u>工事完成後 10 日以内</u></p> <p>(4) 訂正時 適宜登録機関に登録申請を行なう</p> <p>2. 工事請負代金額が 500 万円未満の場合</p> <p>(1) コリンズ登録はできません。</p> <p>3. 契約内容等に変更があった場合の対応</p> <p>(1) 工期、技術者等（主任技術者、監理技術者、現場代理人）に変更が生じた場合は変更登録を行うこと。</p> <p>(2) 変更前請負代金額が 500 万円未満の工事が、変更契約により変更後請負代金額が 500 万円以上となった場合は、受注登録を行うこと。</p> <p>(3) 変更前請負代金額が 500 万円以上の工事が、変更契約により変更後請負代金額に増減が生じた場合は、変更登録を行うこと。</p>	<p>1. 工事請負代金額が 500 万円以上の場合</p> <p><b>受注者</b>は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた上で、コリンズの登録を行うこと。</p> <p>なお、JACIC への登録申請を行う時期は次のとおり。</p> <p>(1) 受注時 契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内</p> <p>(2) 変更時 変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内</p> <p>(3) 完成時 <u>工事完成届提出後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内</u></p> <p>(4) 訂正時 適宜登録機関に登録申請を行なう</p> <p>2. 工事請負代金額が 500 万円未満の場合</p> <p>(1) コリンズ登録はできません。</p> <p>4. 契約内容等に変更があった場合の対応</p> <p>(1) 工期、技術者等（主任技術者、監理技術者、現場代理人）に変更が生じた場合は変更登録を行うこと。</p> <p>(2) 変更前請負代金額が 500 万円未満の工事が、変更契約により変更後請負代金額が 500 万円以上となった場合は、受注登録を行うこと。</p> <p>(3) _____ _____ _____</p>	<p>契約書の標記に準じる</p> <p>登録時期の統一を図る。 技術者の重複確認時期と整合を図る。</p> <p>京都府の共通仕様書と整合を図る。</p>